

## 路上喫煙防止事業について

### 路上喫煙禁止地区指定（案）についてのパブリック・コメント実施

- ・パブリック・コメント（意見募集）の期間

令和3年12月1日（水）～12月31日（金）

- ・趣旨

川口市では、平成17年5月に「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定しており、川口市内の道路など、公共の空地の場所では、できる限り路上喫煙をしないように努める義務となっております。

また、人通りが多く、路上喫煙を禁止することが特に必要とされている地区を「路上喫煙禁止地区」（以下、「禁止地区」という。）としており、JR川口駅、西川口駅、東川口駅、SR川口元郷駅及び南鳩ヶ谷駅周辺を指定しています。

近年、市内他駅周辺においても、路上喫煙者やたばこの吸い殻の散乱が見受けられることから、禁止地区の新規指定のほか、今後様々な見直しなどを順次行うこととなりました。

- ・目的

道路等における喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、たばこの火や副流煙等による人体等への健康被害及び吸い殻の散乱を防止し、安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保するために、条例第3条第1項等で掲げる路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施するために定めた、路上分煙基本計画及び路上分煙実施計画の中で執り行うものです。

- ・今後の路上分煙対策等の方針について

#### ◎禁止地区の新規指定（SR鳩ヶ谷駅・新井宿駅周辺）

①現在、市民等の通行の多いJR川口駅、西川口駅、東川口駅、SR川口元郷駅及び南鳩ヶ谷駅周辺地区の計5箇所を禁止地区に指定し、路上喫煙防止対策を行っています。

一方、令和2年度のSR鳩ヶ谷駅の1日当りの利用者数は、9,402人、SR新井宿駅は4,722人であり、一般の道路より市民の通行の多い場所となっています。

②SR鳩ヶ谷駅及び新井宿駅周辺の市民の方々から、禁止地区指定及び喫煙所の設置に関する要望書の提出がありました。

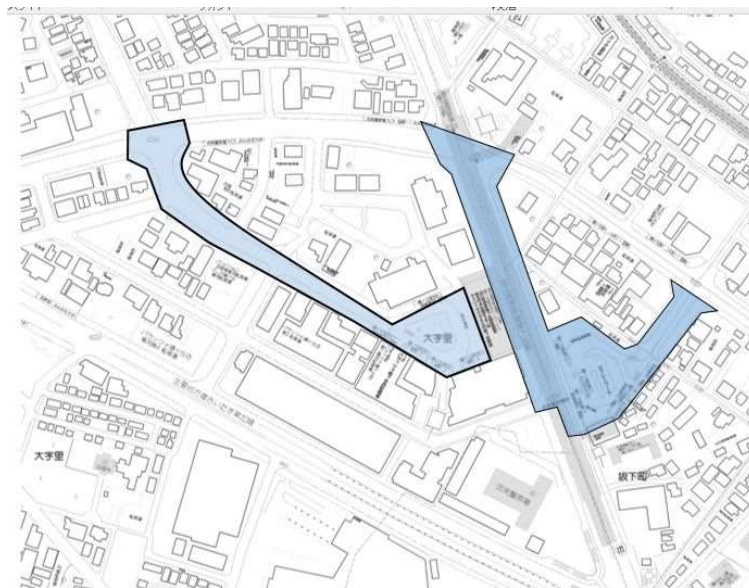
③SR鳩ヶ谷駅及び新井宿駅周辺で、路上喫煙者やたばこの吸い殻の散乱状況について調査したところ、裏面の図の範囲を中心に路上喫煙者や一定数のたばこの吸い殻の散乱がありました。

こうしたことから、両駅周辺のそれらの範囲について禁止地区の指定を検討するにあたり、条例の規定では、学識者、市議会議員、公募市民、事業者などで構成されている川口市廃棄

物対策審議会（以下、「審議会」という。）での意見をいただき指定することとなっていますが、この審議会での意見のほかに、主に両駅を利用する市民等からの意見を聴くために併せてパブリック・コメントを実施いたします。

## 路上喫煙禁止地区の新規指定(案)

鳩ヶ谷駅周辺路上喫煙禁止地区



新井宿駅周辺路上喫煙禁止地区

